

## 青森県児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）指導監査実施要綱

### 1 趣旨

この要綱は、児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）に対する法第34条の5に基づき実施する指導監査について、必要な事項を定める。

### 2 指導監査事項

- (1) 指導監査は、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の運営に係る事務の執行状況等について実施する。
- (2) 指導監査は、監査項目を定めて実施する。

### 3 指導監査の実施

- (1) 指導監査は、青森県事務委任規則第4条の3第2項第5号ホにより、東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室が実施する。
- (2) 指導監査は、一般監査と特別監査とし、一般監査については、原則として年1回の実地監査を実施し、特別監査については、一般監査等で緊急に解決すべき問題が発生した場合に実施する。
- (3) 指導監査に当たっては、監査の方針、監査項目、具体的な方法及び実施時期について定めた指導監査の実施計画を策定し、効果的に実施する。
- (4) 指導監査の結果については、指導監査終了後、講評及び必要な指導指示を行い、是正又は改善を要する事項については、文書により指示するものとする。

### 4 指導監査班の編制

指導監査は、2名以上の監査班を編制し実施することとし、そのうち1名は、原則として主査以上の職にある者とする。

### 5 実施結果の報告

東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室は、指導監査の結果を様式第1号により、毎年度3月31日までにこどもみらい課に報告するものとする。

### 附則

この要綱は、令和4年3月30日から実施する。

令和5年5月22日に一部改正した要綱は、令和5年度指導監査から適用する。

令和6年4月17日に一部改正した要綱は、令和6年度指導監査から適用する。

様式第1号

令和 年度児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）指導監査結果報告書

東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室

管内事業者数 \_\_\_\_\_

令和 年度指導監査実施施設数 \_\_\_\_\_

監査項目		指摘件数	指摘施設数
1	事業の運営について		
	(1) 運営規程が策定されているか。		
	(2) 定員設定は適切か。		
	(3) 非常災害に対する対策が取られているか。		
	(4) 苦情解決の体制が整備されているか。		
	(5) 関係機関と連携し、適切な支援体制が取られているか。		
	(6) 事業報告及び収支報告が適切に行われているか。		
	(7) 自ら行う養育の質の評価や外部評価により、それらの結果を公表し、常にその改善に努めているか。		
2	職員の状況について		
	(1) 管理者の配置は適切か。		
	(2) 指導員及び補助員が適切に配置されているか。		
	(3) 指導員及び補助員の勤務体制が定められているか。		
	(4) 指導員及び補助員は研修を受講しているか。		
3	利用者の処遇について		
	(1) 自立支援計画を作成し、それに基づいて支援を行っているか。		
	(2) 利用者ごとの支援状況の記録が整備されているか。		
	(3) 自立援助ホーム運営指針に基づいて支援を行っているか。		
	(4) 被措置児童等虐待を防ぐ対応が徹底されているか。		
4	就労・就学支援、衛生管理、食事について		

	(1) 主体性を尊重し、利用者に応じた就労・就学支援がされているか。		
	(2) 感染症対策が取られているか。		
	(3) 利用者に合わせた適切な食事になっているか。		
5 安全対策について			
	(1) 安全計画の策定に努めているか。		
	(2) 建物・設備の安全点検の定期的な実施と記録に努めているか。		
	(3) 安全計画の指導員等への周知と必要な研修や訓練の実施に努めているか。		
	(4) 業務継続計画の策定に努めているか。		
	(5) 業務継続計画の指導員等への周知と必要な研修や訓練の実施に努めているか。		
	(6) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練の実施に努めているか。		
6 会計・経理について			
	(1) 帳簿等が適切に整備されているか。		
	(2) 利用者の金銭や通帳等の管理は適切か。		
	(3) 寄付金、寄付物品の管理は適切か。		
	(4) 不適切な支出はないか。		
7 住居について			
	(1) 日常生活を営む上で必要な設備が整えられているか。		
	(2) 災害に必要な設備を設けているか。		
合計			